

里親支援機関事業実施要綱（案）

第1 目的

保護を要する子どもに対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進することが重要であるが、里親制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親に対する支援が不十分であることなどにより、里親への委託が十分に活用されているとは言い難い状況にある。

こうした状況を踏まえ、社会の制度理解を深めていくとともに、児童相談所、里親及び乳児院等の児童福祉施設（以下「施設」という。）が相互理解を深め、共通の認識を持ち、里親への委託等を推進するとともに、里親制度の普及啓発を積極的に行い、里親の資質の向上を図るための研修、里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に実施することを目的とする。

第2 実施主体

- (1) 実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。
- (2) 運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあっては、市長とする。）が適当と認めた者とする。

第3 事業内容

1 里親掘起こし事業

(1) 趣旨

里親制度の普及や里親委託を推進するためには、社会の制度理解を深め広く一般家庭から里親を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭的環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。

このため、一般家庭に対し里親経験者による講演や説明を行うとともに、養育里親等に対する研修を実施することにより、子どもの福祉への理解を深め、養育技術の向上を図るものである。

(2) 事業内容

① 普及啓発

里親制度の広報活動を積極的に実施するとともに、里親経験者による講演会や、里親制度の説明会等を実施し、里親への理解を深めるなど制度の普及啓発を図る。

また、円滑な養子縁組を推進するため、新たに養子縁組を希望する者を開拓する。

② 養育里親研修

養育里親等に対し、里親制度及び子どもの養育について必要となる基本的な知識や体験実習を通じた児童理解、技術の習得などその資質の向上を図ることを目的とした研修を行う。

③ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成14年9月5日雇発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

(3) 留意事項

- ① 講演会・説明会等各種研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。
- ② 元施設職員や施設のボランティアを始め福祉関係者や地元企業等職域を対象にするなど積極的に制度の普及啓発を行うとともに、施設行事への積極的な参加を求めるなどにより、新たに里親候補となる者を開拓すること。
- ③ 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができること。

2 里親委託推進・支援等事業

(1) 趣旨

里親委託を推進するためには、子どもに最も適合する養育里親や、養子の養育を希望する者（以下「養子希望者」という。）の選定のための調整等を行うとともに、委託された子どもの適切な養育や、養子希望者との連絡・調整などの支援をしていく必要があり、里親（家族を含む。）に対する子どもの養育に関する支援体制を整備するとともに、里親の負担を軽減するため里親相互の相談援助や生活援助、交流の促進などの支援を総合的に推進する。

(2) 事業の実施体制

この事業の実施にあたっては、里親委託等推進員を配置するとともに、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会を設置することとする。

① 里親委託等推進員の配置

ア 事業の実施にあたっては、事業の企画、支援の実施、関係機関との連絡調整等の中心となる里親委託等推進員を配置すること。

イ 里親委託等推進員は、里親制度及び養子縁組制度に対する理解があり、里親等と施設との関係を円滑に調整することが出来、子どもの立場にたって事業を推進することができる者を選定すること。

② 里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は里親委託等推進員、児童相談所の里親担当職員、里親及び施設の職員により構成し、必要に応じ、学識経験者等に対し、本委員会への参加を依頼すること。

イ 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定すること。

ウ 事業の実施にあたっては、里親委託等推進委員会の意見を尊重すること。

エ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

(3) 事業内容

この事業は、次のことを行うものとする。

① 里親委託支援等

児童相談所が養育里親に委託することがその子どもにとって最善の利益であると認めたものについて、子どもに最も適合する養育里親との調整等を行い、養育里親への委託を総合的に推進する。

また、児童相談所が養子縁組を行うことがその子どもにとって最善の利益であると認めたものについて、養子希望者との連絡・調整等、養子縁組に向けた支援を実施する。

② 里親家庭への訪問支援

現に子どもを委託されている里親やレスパイト・ケアとして短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親家庭に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親への指導等を行う。

また、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験を有する者の中から里親への援助を実施することを希望する者を研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行う。

さらに、里親に対するレスパイ・トケアについて、里親と受入れ施設等間の調整を行う。

③ 里親による相互交流

里親や里親を希望する者が集い、養育についての話し合い等里親相互の交流を定期的に行い、里親相互の情報交換や養育技術の向上等を図る。

(4) 事業の実施方法

① 里親委託支援等

ア 円滑な里親委託等を推進するため、子どもとの交流や短期間の宿泊体験を行うなど、児童相談所、施設と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親委託等となるよう努めること。

イ 養育里親等として登録されている者に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、施設に入所する子ども等に対する理解を深め、里親になるための動機付けや養育体験を実施すること。

② 里親家庭への訪問支援

ア 里親家庭に定期的に訪問することにより、委託された子どもの養育状況の把握に努め、子どもの養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ 里親から援助の依頼があった場合には、里親家庭に訪問による援助を実施することを希望する者（以下、「援助者」という。）・里親の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。

ウ 援助者は、里親経験者・委託を受けていない里親など子どもの養育に経験のある者であって、当該里親・里子と面識があり、当該里子の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

エ 援助にあたっては子どもの委託後間もないときや里親自身が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親家庭の状況に応じて適切に援

助すること。

オ 里親家庭への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子どもを里親が養育することが不適当であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。

カ 援助者は里親委託等推進員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。

③ 里親による相互交流

ア 相互交流は定期的を実施するものとし、必要に応じて児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者などに参加を求めるものとする。

イ 相互交流の実施にあたっては、里親が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の担当児童福祉司と連携を取りながら支援にあたるものとする。

④ その他

その他、里親委託等を推進するために資する事業を必要に応じて実施すること。また、当事業により養子縁組が成立した者に対しても相談等必要に応じて支援を行うこと。

第4 設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室
- (2) 相談室等、里親等が訪問できる設備
- (3) その他、事業を実施するために必要な設備

第5 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

第6 経過措置

従来の、里親支援事業（平成14年9月5日雇児発第0905005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親支援事業の実施について」）及び里親委託推進事業（平成18年4月3日雇児発第0403001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託推進事業の実施について」）については、平成22年度までは実施して差し支えないものとする。

地域生活支援事業（モデル事業）実施要綱（案）

1. 目的

里親や児童養護施設等から地域社会において自立生活することとなる児童等は、様々な生活・就労上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない。このため、これら児童等に対し生活や就業に関する相談支援を行うとともに、これらの児童が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、先駆的な地域支援モデルに取り組むことにより、これらの者の地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。

2. 実施主体等

- (1) 実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。
- (2) 運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、市長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。

3. 対象児童

- (1) 里親に委託する措置又は児童福祉施設に入所させる措置を解除し自立生活する児童等。
- (2) 前号に規定する児童等以外の者であつて、都道府県知事が当該児童等の自立のために支援が必要と認めたもの。

4. 事業内容等

この事業は、次のことを行うものとする。

- (1) 退所を控えた児童に対し、地域生活をしていく上で必要な知識、社会常識等を学ばせるためのテキストを作成し、講習会・体験実習・訪問見学等、生活技能等を修得するための支援を行うこと。
- (2) 退所を控えた児童の抱える自立生活への不安や悩み等の相談支援を行うこと。
- (3) 高校を中退・退学した児童への相談支援や就業支援等を行うこと。
- (4) 施設等との連携により、児童との関係性を深めるとともに、児童同士の交流等を行う活動を行うこと。
- (5) 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関に紹介するなどの必要な支援を行うこと。
- (6) 職場の対人関係、離職・転職等に関する就業上の問題や、進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。
- (7) 児童が気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

5. 職員の配置等

- (1) 相談支援担当職員を配置すること。
- (2) 相談支援担当職員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の各号の要件を満たす者を持って充てること。
 - ① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者
 - ② 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
 - ③ 児童の自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めたもの

6. 設備

本事業に実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 相談室
- (2) 団欒室など児童が集まることができる設備
- (3) その他事業を実施するために必要な設備

7. 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 児童に対する理解を深めるとともに、信頼関係の構築に努めること。
- (2) 必要に応じて関係機関と連携をとり、効果的に支援ができるよう努めること。
- (3) 児童及び保護者の意向に配慮すること。
- (4) 事業を実施するにあたっては、児童が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。
- (5) 地域の児童に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように、広報活動を積極的に行うこと。
- (6) 児童の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

8. 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

9. 実施状況報告の提出

都道府県は、本事業の毎年度の実施状況等について、別紙様式により翌年度4月末日までに、厚生労働省あてに提出すること。

(案)

雇児発第〇〇〇号
平成20年〇月〇日

都道府県知事
各指定都市の市長 殿
児童相談所設置市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童養護施設における医療的支援体制の強化について

近年、児童相談所において虐待相談対応件数が著しく増加し、児童養護施設に入所する子どものうち虐待を受けた児童の割合は約6割となっている。

また、児童養護施設に入所している児童のうち障害がある児童の割合も増加しており、特にADHDなど発達障害を有する児童の割合が増加している。

こうした児童の増加に伴い児童養護施設における看護師による医療的ケアの必要性が高まっていることから、今般、次のとおり実施方法を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

1 趣旨

被虐待児や障害児等継続的な投薬管理などの医療的ケアが必要な児童に対し、日常の体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。

2 対象施設

都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長は、次により医療的ケアを行う職員を配置する施設を1か所指定し、別添様式により協議書を毎年3月末日までに当職あて提出することとし、当職において予算の範囲内で指定するものとする。

ただし、平成20年度分については、6月末日までに当職あて提出することとする。

(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名分とすること。

3 医療的ケアを担当する職員

医療的ケアを担当する職員は看護師とする。

4 運営の基準

(1) 指定施設の長は、児童の日常の健康を把握するとともに、施設内の衛生管理や継続的な医療管理を必要とする児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。

(2) 指定施設の長は、最低基準に定める必要な職員の定数のほか、医療的ケアを担当する職員を配置するものとする。

5 医療的ケアを担当する職員の業務内容

(1) 障害児等継続的な医療的ケアが必要な児童の健康管理、緊急時における対応

(2) 医師（又は嘱託医）との連携

(3) 常備薬の管理、与薬

(4) 病欠児、早退児の観察

(5) 入所者の健康管理

(6) 医療機関及び行事の付添

(7) 入所者の身体発達上の悩みへのアドバイス

(8) 施設内の衛生管理

(9) 緊急時における医療機関との連絡調整

(10) その他

6 経費

この実施のための経費については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

別添様式

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 市 長 ㊤
児 童 相 談 所 設 置 市 の 市 長

平成 年度児童養護施設における医療的ケア担当職員
の協議について

標記について、平成20年 月 日雇児発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局
長通知の「2 対象施設」に基づき協議する。

1	施設名			
2	設置主体・経営主体			
3	定員 名	暫定定員 名		
4	継続的な医療的ケアが必要な児童数（単なる風邪は除く）		名	
5	主な疾病（上位3つ）	(1)		
		(2)		
		(3)		
6	いちばん重と思われる疾病			
7	院内学級設置の有無	有り・無し	(有りの場合)	分校・分教室
8	医師（又は嘱託医）との連携状況			
9	当該施設の管内における位置付け			

○児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について（昭和62年5月20日児発第450号）

改正後	現 行
<p>別紙 施設機能強化推進費実施要綱（案）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 一般事業 1 事業の種類及び内容 (1) 種類 ① 社会復帰等自立促進事業 ア. 施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業 イ. 心身機能低下防止事業 ウ. 処遇困難事例研究事業 (削除) ② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>別紙 施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児（者）の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。</p> <p>第2 一般事業 1 事業の種類及び内容 (1) 種類 ① 社会復帰等自立促進事業 ア. 施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業 イ. 心身機能低下防止事業 ウ. 処遇困難事例研究事業 エ. 施設入所児童家庭生活体験事業 ② 専門機能強化事業 ア. 養育機能等強化事業 イ. 広域入所促進事業 ③ 総合防災対策強化事業 (2) 内容 別表のとおり 2 事業の選択 事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。ただし、保育所については、別添に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。 3 加算の方法等 事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認められた場合は次の方法により加算すること。</p>

改正後	現 行
	<p>なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児（者）処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること</p> <p>また、当該施設において「児童福祉施設最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。</p> <p>(1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。</p> <p>(2) 施設当たりの加算総額は、入所施設にあつては年額75万円以内（ただし、第2の1の(1)の①及び②のアの事業のみを行う場合は年額50万円以内とし、助産施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。）、保育所にあつては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額15万円以内とする。</p> <p>なお、第2の1の(1)の②のイの事業を実施する場合においては、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。</p> <p>ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと。</p> <p>(3) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。</p> <p>ただし、助産施設（第二種助産施設に限る。）に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。</p> <p>認定額＝施設機能強化推進費加算分保護単価 （10円未満については四捨五入）×その施設の5月初日の定員等 （保育所の場合は、5月初日の入所人員）</p> <p>施設機能強化推進費加算分保護単価（ " ） ＝施設機能強化推進費÷その施設の5月初日の定員等 （ " ）</p>

改正後	現 行
4 (略)	4 支出対象経費 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。) ・旅費 ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料 ・賃金(総合防災対策強化事業に限る。) ・委託費(総合防災対策強化事業に限る。)
5 (略)	5 対象除外 デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については同種の事業は対象から除外すること。
第3 特別事業 1 (略)	第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。) (1) 事業の内容等 ア 対象児童 分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。 施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。 イ 対象施設等 分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。 都道府県及び指定都市民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別添様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。 (ア) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 (イ) 入所率の高い施設を優先すること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないことが望ましいこと。(ただし、極端に低いものは認められないこと) (ウ) 本体施設の一部を分園とするものは認められないこと。 (エ) 同一施設において、本事業と地域小規模児童養護施設を同時に指定することは認められないこと。 (オ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

改正後	現 行
	<p>ウ 対象児童の居住場所 指定施設の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。</p> <p>エ 訓練期間・対象人員 訓練期間は、退所予定日前のおおむね1年間とし、定員は、認可定員のうち6人程度とすること。</p> <p>オ 事業の実施及び訓練の内容 分園型事業の全般についての実務上の責任者(事業担当責任者)を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けての生活指導等を行うこと。 また、夜間において児童だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。 ・自活のための生活指導 ・職業適性を高める指導 ・社会参加のための準備指導 ・学習指導 ・余暇の活用指導</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,706,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。</p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。 加算額＝分園型事業費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入) ×その施設の5月初日の定員 分園型事業費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入) ＝1施設当たり年額 ÷その施設の5月初日の定員</p>

改正後

現 行

2 (略)

2 家族療法事業

(1) 事業の内容等

ア 実施施設

この事業は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

イ 対象児童及び家族

この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。

(ア) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認めたものであること。

(イ) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもり児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認めたものであること。

ウ 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。

都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

(ア) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(イ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

エ 設備

必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。

オ 事業の実施及び内容

対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画を立て面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。

(2) 加算の方法等

指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参照とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。

改正後	現 行
<p>3 施設入所児童家庭生活体験事業</p> <p>(1) 事業の内容等</p> <p>ア 対象児童 本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設の措置児童であって、里親あるいはボランティア家庭等（以下「委託家庭」という。）で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。</p> <p>イ 対象施設等 本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに認めるものであること。 ・ 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>ウ 事業の実施及び内容 児童養護施設等の入所児童を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。</p> <p>(2) 加算の方法等 本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は5月に支弁する事務費の加算額として実所要額を支弁するものとする。</p>	<p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし、年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。</p> <p>(7) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 2,000,000万円 (4) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 1,000,000万円</p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。</p> <p>認定額＝家族療法事業費加算分保護単価 ×その施設の5月初日の定員 家族療法事業費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入) ＝1施設当たり年額÷その施設の5月初日の定員</p>

改正後	現 行
<p>4 支出対象経費 (略)</p> <p>第5 報告書等 (略)</p>	<p>3 支出対象経費 ・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬費) ・旅費(交通費) ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料</p> <p>第4 報告等</p> <p>1 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規定準則の制定について」により行う(ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。)ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿を設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。</p> <p>2 本事業を実施した施設は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設は、各々、別紙様式3を参考とした児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5を参考とした家族療法事業実施報告書も併せて提出すること。</p> <p>3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。</p> <p>4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、別紙様式3の児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5の家族療法事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。</p>

改正後

現 行

別紙様式 1 (略)

別紙様式 1 (略)

別紙様式 2 (略)
別紙 (略)

別紙様式 2 (略)
別紙 (略)

別紙様式 3 (略)
別紙 (略)

別紙様式 3 (略)
別紙 (略)

別紙様式 4 (略)
別紙 (略)

別紙様式 4 (略)
別紙 (略)

別紙様式 5 (略)
別紙 (略)

別紙様式 5 (略)
別紙 (略)

別添 (略)

別添

- 1 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所
(平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の算定における評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- 2 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所
(平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児童が1人以上いること)及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- 3 乳児保育促進事業実施保育所
(平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの。)
- 4 乳児が3人以上入所している保育所
(4月及び5月の初日において乳児が3人以上入所していること)

改正後 施設機能強化推進費事業内容								
別表 事業名	社会復帰等自立促進事業				専門機能強化事業		総合防災対策強化事業	
	施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業	心身機能低下防止事業	処遇困難事例研究事業	(削除)	養育機能等強化事業	広域入所促進事業		
事業内容	(略)	(略)	(略)	(削除)	(略)	(略)	(略)	
実施方法(例)	(略)	(略)	(略)	(削除)	(略)	(略)	入所施設	保育所
加算単価	(略)	(略)	(略)	(削除)			(略)	(略)

現行 施設機能強化推進費事業内容								
別表 事業名	社会復帰等自立促進事業				専門機能強化事業		総合防災対策強化事業	
	施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業	心身機能低下防止事業	処遇困難事例研究事業	施設入所児童家庭生活体験事業	養育機能等強化事業	広域入所促進事業		
事業内容	(略)	(略)	(略)	児童養護施設等の入所児童を学校における夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、里親あるいはボランティア家庭等(以下「委託家庭」という。)におおむね3~5日間程度宿泊させ、家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所者の自立を促進するものである。	(略)	(略)	(略)	
実施方法(例)	(略)	(略)	(略)	① 委託家庭の募集、調査、指導を行う。 ② 委託家庭に対して児童の養育技術、安全確保等を内容とした研修を行う。 ③ 入所児童を委託家庭に宿泊させる。 ④ 施設職員と委託家庭の交流会を実施する。	(略)	(略)	入所施設	保育所
加算単価	(略)	(略)	(略)	30万円以内	(略)	(略)	(略)	(略)

○年長児童に対する処遇体制の強化について（平成〇〇年〇〇月〇〇日児発第〇〇〇号）

改正後	現 行
<p>年長児童に対する処遇体制の強化について（案） 平成〇〇年〇〇月〇〇日雇児発第〇〇〇号 各都道府県知事・各指定都市の市長・ 各児童相談所設置市の市長あて 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知</p> <p>標記については、平成10年6月25日児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年より、学習指導の対象施設を拡大したことに伴い、以下により実施することとしたので、管内関係機関に遺漏のないよう御配慮願いたい。 なお、平成10年6月25日児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。</p>	<p>児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について 平成10年6月25日児発第489号 各都道府県知事・各指定都市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知 [一部改正] 平成18年4月3日 雇児発第0403022号</p> <p>標記については、昭和62年5月20日児発第453号本職通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年より、虚弱児施設が児童養護施設に移行したことに伴い、以下により実施することとしたので、管下関係施設に遺漏のないよう御配慮願いたい。 なお、昭和62年5月20日児発第453号本職通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。ただし、従前、同通知に基づき心理面における指導を実施していた施設が、当該指導を継続して行う場合には、本通知6で定める経過措置によるものとする。</p>
<p>1 趣旨 近年の社会経済情勢の変化に伴い、入所児童等の進学への意欲が高まってきたことから、学習指導の強化を図るものである。 また、近年、児童養護施設施設においては虐待、放任された児童等、一人ひとりの児童の態様に応じたきめ細かな処遇を必要とする児童が多くなってきたことから、特に年長児童に対してスポーツや表現活動を行うことにより情緒を安定させ児童の自立を支援するものである。</p> <p>2 事業内容 (1) 学習指導 中学生に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う。</p>	<p>1 趣旨 児童養護施設の入所児童には、虐待・放任された児童等、一人ひとりの児童の態様に応じたきめ細かな処遇を必要とする児童が多くなってきており、また、これらの児童の年齢も小学校高学年から中学生以上のいわゆる年長児童の割合が増加している。年長児童については、その成長過程において両親の養育方針の不一致、放任、過干渉などを体験しているため、大人への不信、自信喪失、情緒の不安定などを示すものが多くみられることから、従来からの指導に加え、共にスポーツや表現活動を行うことにより、児童との共感を深め、成就感や自信を与えたり情緒を安定させることが必要である。そのために、各種スポーツやダンス等の表現活動の指導技術を有する熱意ある職員を配置し、児童の自立を支援するものである。 また、近年の社会経済情勢の変化に伴い、進学への意欲が高まってきており、入所児童の自立の促進、将来の選択の機会の拡大といった観点から、これに応える必要が生じている。そのため、これらの児童に対する学習指導の強化を図るものである。</p> <p>2 事業内容 (1) 各施設に柔道、剣道等の有段者若しくはサッカー、テニス等の各種スポーツやダンス、演劇、音楽等の部門において相当な指導力を持つ者であって、児童の健全な育成に理解と情熱を有する者を配置し、年長児童に対し、各種スポーツやダンス等の表現活動について専門的指導を行う。</p>

改正後

現行

(2) 特別指導
各施設に柔道、剣道等の有段者若しくはサッカー、テニス等の各種スポーツやダンス、演劇、音楽等の部門において相当な指導力を持つ者であって、児童の健全な育成に理解と情熱を有する者を配置し、年長児童に対し、各種スポーツやダンス等の表現活動について専門的指導を行う。

3 指導についての留意事項

(1) 学習指導について

指導に当たっては、児童養護施設を措置解除され、家庭の事情等によりやむを得ず、施設内に居住している大学生等を講師として活用を図ること。その際に、謝金等を学習指導加算額の範囲内で支出して差し支えないものとする。

(2) スポーツや表現活動について

ア 指導内容は児童の性別、年齢、興味、関心及び発達状況等に留意し、体力や運動能力を増進するとともに、児童の創造的思考や協調性等を高めるものであること。

イ 指導方法はいたずらに技術の向上に走ることなく、児童にスポーツや表現活動の楽しさを体得させることを基本とすること。

ウ 指導効果を高めるため、他の職員との協調連携を図ること。

(3) (略)

4 実施施設

(1) 指導員を配置する施設は「児童福祉施設最低基準」(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設であって次に掲げる施設に限るものとする。

(2) 学習指導

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親

(3) 特別指導

児童養護施設

5 (略)

(2) 中学3年生に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う。

3 指導についての留意事項

(1) スポーツや表現活動について

ア 指導内容は児童の性別、年齢、興味、関心及び発達状況等に留意し、体力や運動能力を増進するとともに、児童の創造的思考や協調性等を高めるものであること。

イ 指導方法はいたずらに技術の向上に走ることなく、児童にスポーツや表現活動の楽しさを体得させることを基本とすること。

ウ 指導効果を高めるため、他の職員との協調連携を図ること。

(2) 学習指導について

指導に当たっては、児童養護施設を措置解除され、家庭の事情等によりやむを得ず、施設内に居住している大学生等を講師として活用を図ること。その際に、謝金等を学習指導加算額の範囲内で支出して差し支えないものとする。

(3) 指導員について

指導員の雇用の形態については、常勤、非常勤の別を問わないものである。

4 実施施設

指導員を配置する施設は「児童福祉施設最低基準」(昭和23年厚生省令第63号)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている施設に限るものとする。

5 経費について

指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材費等の経費については、別に定める措置費の交付要綱により支弁されるものである。

改正後	現 行
<p>6 (削除)</p>	<p>6 経過措置について 昭和62年5月20日児発第453号本職通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により心理面における指導を行っており、引き続き行う必要のある場合には、別に定める児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設に係る協議書により当課まで協議願いたい。</p>
<p>7 (削除)</p>	<p>7 附則 平成10年6月12日児発第456号通知「「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金」通知の施行について」の一部を次のように改正する。 第1の2の(5)及び(6)中「昭和62年5月20日児発第453号本職通知「養護施設及び虚弱児施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」」を「平成10年6月25日児発本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」」に改める。</p>